山口裕之後援会　会則

第1条（名称および所在地）

この会は、山口裕之後援会(以下「本会」という)と称し、事務所を長生郡長生村金田 2873 番地に置く。

第2条（目的）

本会は、山口裕之の政治活動を後援するとともに調査・研究・講演会・機関紙の発行、・その他必要な事業を行う。

第3条（会員）

本会は、目的に賛同する会員をもって組織する。

第4条（役員）

本会に次の役員を置き、総会で互選する。

会長 1 名　副会長 若干名　事務局長 1 名　事務局次長 若干名

会計 1 名

第5条（機関）

本会に次の機関を置く。

総会　年1回開催し、事業計画および会則の改廃を審議し、役員を決定する。

役員会　必要に応じて会長が招集し開催する。

第6条(経費）

・1. 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって あてる。

・2. 会費は年額 1,000 円とする。

・3. 会計年度は、12 月1日から翌年の 11 月 30 日までの1年間とする。

山口裕之後援会加入申込書

201　年　　月　　日

（ふりがな）	
氏　名	印
住　所	
電話番号	
E-mail	
趣味・特技	

入会のコメントを　！